

国土入企第1号
平成25年4月8日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第37号）1において、国土交通省土地・建設産業局長より要請したところでありますが、別添1のとおり、国土交通省直轄工事においては運用に係る特例措置を講じることとなりましたので、これを参考として、適切な運用に努めて頂くようお願いいたします。また別添2のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨通知をお願いいたします。